

諮問日：令和2年12月17日（令和2年度（最情）諮問第30号）

答申日：令和3年6月15日（令和3年度（最情）答申第4号）

件名：ハタラク時報の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「ハタラク時報（最新版）」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「ハタラク時報V o 1. 11」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）については、別紙記載の各部分を開示すべきである。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和2年11月16日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）は、公務員である裁判所職員の職務の遂行に係る情報であるから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号ただし書ハに該当するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件対象文書のうち、フレックスタイムを利用した裁判所職員の氏名、体験談、感想等が記載されている部分は、一体として法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。

そして、同部分は、本件不開示部分を含め、裁判所職員が国の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報とは

言えず、職務の遂行に係る情報ではないので、同号ただし書ハに相当しない。

なお、上記職員に係る情報のうち、個人を識別することができる同人の氏名の記述等を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないといえる部分は、取扱要綱記第3の2による部分開示をしたものである。

2 本件不開示部分に記載された情報のうち氏名等の個人識別部分を除いた部分について改めて検討した結果、別紙記載の各部分は、これを公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められることから、開示するのが相当との判断に至った。

なお、その余の不開示部分については、特定の裁判所職員の私生活に関する情報等が記載されていることから、公にすると当該職員の権利利益が害されるおそれがあると認められるため、部分開示することはできない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和2年12月17日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和3年2月19日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年3月29日 最高裁判所事務総長から補充理由説明書を收受
- ⑤ 同年5月14日 審議
- ⑥ 同年6月11日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 (1) 本件対象文書について

見分した結果、本件対象文書のうち、フレックスタイムを利用した裁判所職員の氏名、体験談及び感想等が記載されている部分には、私生活に関する情報等が記載されていることが認められるから、全体として法5条1号に規定する特定の個人を識別することができる情報に相当すると認められる。

そして、上記職員に係る情報のうち、本件不開示部分を除く部分について

は、個人を識別することができる同人の氏名の記述等を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる。

(2) 本件不開示部分のうち別紙記載の各部分について

最高裁判所事務総長の上記説明によれば、本件不開示部分に記載された情報のうち氏名等の個人識別部分を除いた部分について改めて検討した結果、別紙記載の各部分は、これを公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められることから、開示するのが相当との判断に至ったとのことである。このような説明及び別紙記載の各部分の記載内容を踏まえれば、同部分については、これが公にされたとしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。そのほか、別紙記載の各部分について、法5条に規定する不開示情報に相当するような記載は見当たらない。

したがって、本件不開示部分のうち別紙記載の各部分は、取扱要綱記第3の2による部分開示をすべきである。

(3) 本件不開示部分のうち別紙記載の各部分を除く部分について

苦情申出人は、本件不開示部分は、公務員である裁判所職員の職務の遂行に係る情報であるから、法5条1号ただし書ハに該当する旨主張する。しかしながら、本件不開示部分は、裁判所職員が国の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報とはいえず、職務の遂行に係る情報ではないので、同号ただし書ハに相当しない。そのほか、同号ただし書イ及びロに相当する事情も認められない。

また、見分の結果によれば、本件不開示部分のうち別紙記載の各部分を除く部分については、特定の裁判所職員の私生活に関する情報等が記載されていることから、公にすると当該職員の権利利益が害されるおそれがあると認められ、取扱要綱記第3の2による部分開示を相当とする事情もうかがわれない。

したがって、本件不開示部分のうち別紙記載の各部分を除く部分について

は、取扱要綱記第3の2による部分開示をすることは相当ではない。

2 原判断の妥当性について

以上のとおり、原判断については、本件不開示部分のうち別紙記載の各部分を除く部分は法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、当該部分に係る判断は妥当であるが、本件不開示部分のうち別紙記載の各部分 は、取扱要綱記第3の2に基づき開示すべきであると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

1 1 丁目中の次の部分

(1) 本文欄外上部の下から 1 行目 1 文字目から 1 5 文字目まで

(2) 本文左段の次の部分

ア 1 行目 1 文字目から 2 行目 6 文字目まで

イ 5 行目 1 2 文字目から 1 0 行目 1 4 文字目まで

ウ 1 4 行目 1 文字目から 1 7 行目 9 文字目まで

エ 1 9 行目 1 文字目から 2 3 行目 1 5 文字目まで

(3) 本文右段の次の部分

ア 1 7 行目 1 文字目から 1 8 行目 2 文字目まで

イ 2 4 行目 1 文字目から 2 6 行目 1 8 文字目まで

(4) 本文欄外下部の次の部分

ア 1 行目 3 文字目から 2 7 文字目まで

イ 2 行目 1 文字目から 9 文字目まで

ウ 2 行目 1 8 文字目から 3 行目 1 4 文字目まで

エ 3 行目 2 3 文字目から 5 行目 5 文字目まで

オ 5 行目 1 4 文字目から 6 行目 4 1 文字目まで

2 2 丁目中の次の部分

(1) 本文欄外上部の下から 1 行目 1 文字目から 1 0 文字目まで

(2) 本文左段の次の部分

ア 1 行目 1 文字目から 2 行目 9 文字目まで

イ 3 行目 1 2 文字目から 4 行目 7 文字目まで

ウ 4 行目 1 6 文字目から 6 行目 1 5 文字目まで

エ 8 行目 3 文字目から 1 6 文字目まで

オ 9 行目 4 文字目から 1 5 行目 1 7 文字目まで

(3) 本文右段の次の部分

1 行目 1 文字目から 4 行目 1 2 文字目まで